申 請 書 提 出 前 に 確 認 し て く だ さ い

1　申請を希望する自治体・業務は共同受付の対象ですか。

◎　申請をすることができる自治体は、埼玉県電子入札共同システムに参加している自治体です。

◎　申請できる業務は、自治体ごとに異なります。確認してください。

2　税金の滞納（分納）はありませんか。

◎　申請する自治体により対象税目が異なります。当該税金に係る「完納の証明」の提出が必要です。

⑴　法人の場合

ア　全申請先共通→納税証明書（その３の３）　※法人設立直後でも発行可能

税務署が発行する、「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明

イ　埼玉県に申請する場合　→　納税状況等照会同意書兼誓約書　(様式Ｃ－１４)

ウ　埼玉県以外の自治体に申請する場合

申請する自治体ごとに税目や納税証明の要件が異なります。別冊２の各自治体のページを確認してください。

⑵　個人の場合

ア　全申請先共通→納税証明書（その３の２）　※開業直後でも発行可能

税務署が発行する、「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明

イ　埼玉県に申請する場合

(ｱ)　納税状況等照会同意書兼誓約書　(様式Ｃ－１４)

(ｲ)　埼玉県内の市町村が発行する、個人住民税の滞納額（未納額）がないことの証明

ウ　埼玉県以外の自治体に申請する場合

申請する自治体ごとに税目や納税証明の要件が異なります。別冊２の各自治体のページを確認してください。

3　申請する業務に必要な資格、許可を持っていますか。

◎　申請に必要な要件を満たしていない場合は、当該業務に係る申請を受け付けません。

⑴　建設工事を申請する場合

ア　申請する事業所で、建設業許可を受けていない業種を申請することはできません。

イ　経営事項審査を受けていない業種を申請することはできません。

ウ　「電気工事業」、「管工事業」、「電気通信工事業」及び「消防施設工事業」を申請する場合、受注希望工事によって資格等が必要です。その資格がない者は、当該受注希望工事を申請することができません。

⑵　設計・調査・測量を申請する場合

ア　申請する事業所で登録がない場合、次の業務を申請することができません。

(ｱ)　測量業（測量業者登録）

(ｲ)　建築関連コンサルタント業務のうち建築意匠（建築士事務所登録）

イ　「その他」業務は、申請する業務内容によって必要な登録があります。その登録がない場合は、当該業務について申請することができません。

【例】「その他」業務のうち登記業務を申請する場合、申請者の商号・名称等に要件があります。

4　申請書類は全てそろっていますか。期限切れとなっている書類はありませんか。

◎　提出書類（共通書類、自治体別書類）は全てそろっていますか。それぞれのチェックリストで確認してください。

◎　申請日時点で、有効な必要書類が全てそろっていない場合は、申請を受け付けません。

※　申請に必要な要件は、申請先の自治体により異なります。（→別冊２参照）
※　申請に必要な要件を満たしていない場合、書類に不備があった場合等は、申請取下げとなります。
※　申請書類提出後は、申請希望自治体、業種、業務等の追加又は変更はできません。
※　申請書を提出する前に、手引をよく確認してください。